

SAITAMAロボティクスセンター（仮称）管理運営アドバイザー業務委託 仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 目的

埼玉県は、圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺に市場規模拡大が見込まれる「社会的課題解決に資するロボット」開発を支援する「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）」（以下、「センター」という。）の整備を進めている（令和8年度中開所予定）。

本業務は、センターの管理運営に関する検討に必要な調査・助言・支援を行うことを目的とする。

2 業務内容

（1）管理運営方法の検討評価

センターの管理運営方法の基本的な考え方を整理し、類型別の検討・評価を行い、望ましい管理運営方法を提案する。

（2）管理運営基準の作成

センターの管理運営上の課題と対応策を整理し、施設サービスの基準及び保守管理、修繕等の管理運営基準案を作成する。

（3）収支見込額等の推計

類似施設等の状況を調査のうえ次の推計・設定を行う。

ア 収入関係：適切な料金の単価案及び施設の稼働率の設定、収入見込額の推計

イ 支出関係：指定管理者に委託する業務に必要な人件費、業務費、光熱水費等（設備等修繕費用含む）の支出見込額（指定管理料を含む）の推計

（4）サウンディング調査支援

次の者を対象として、県と共同でサウンディング調査を行う。

ア 管理運営候補事業者：効果的な管理運営への意見や参入しやすい公募条件等を把握する。なお、対象者については、公募することを想定している（15件程度）。

イ 利用意向者：センターの利用に関する意見を把握する。なお、対象者については令和6年5月頃に契約締結を予定している「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）利用意向調査業務委託」の調査結果等を踏まえ、県と協議して決定することを想定している（35件程度）。

（5）指定管理者等の募集要項の作成

上記（1）～（4）の結果等を踏まえ、指定管理者等の募集要項案を作成す

る。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月25日（火）まで

4 成果物

(1) 成果物の提出

受託者は委託業務の結果をまとめた報告書を作成し、電子データで納品すること。

なお、成果物の提出に当たっては、内容やファイル形式（Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等）について、事前に県の承認を得ること。

(2) 中間報告書の提出

令和6年9月30日（月）及び令和7年1月31日（金）までに、本業務に係る中間報告書を提出すること。

なお、中間報告書の内容は、事前に県と協議して決定する。

(3) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、全て県のものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

4 留意事項

(1) 受託者は、適正な業務推進体制と作業スケジュールにより業務を実施し、進捗状況については適宜県に報告すること。

(2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(4) 本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(5) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。

(6) 本業務に係る経費は、原則として全て委託金額に含まれるものとする。

(7) 本業務の実施に当たっては、過年度の調査・計画、設計等を踏まえること。

（主な計画、設計等）

ア 「農業大学校跡地周辺地域整備基本構想」（令和3年7月）

イ 「農業大学校跡地周辺地域整備基本計画」（令和4年3月）

ウ 「ロボット開発イノベーションセンター（仮称）整備事業基本設計業務委託」（令和5年3月）

エ 「農業大学校跡地周辺地域ロボット開発支援フィールド（仮称）整備基本設計業務委託」（令和5年3月）

オ 「ロボット開発イノベーションセンター（仮称）整備事業実施設計業務委託」（令和6年6月予定）

- カ 「農業大学校跡地周辺地域ロボット開発支援フィールド（仮称）整備実施設計業務委託」（令和6年3月）
- キ 「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）に係る管理運営調査業務委託報告書」（令和6年3月）
- (8) 本業務の実施に当たっては、令和6年5月頃に契約締結を予定している「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）利用意向調査業務委託」と連携を行うこと。
- (9) 受託者はセンターの指定管理者等として応募等できないこととする。
- (10) 本業務の処理に関し事故が発生したときは、速やかに、その状況を県に報告しなければならない。
- (11) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (12) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (13) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。